

第36回 民事訴訟問題等特別委員会

民事訴訟問題等特別委員会委員長 永島 賢也 (49期)



昨年は、「民事訴訟の実務と判例」を年間のテーマとして、新民事訴訟法施行10年の経過を機に、当委員会でも検証活動を行うこととした。その成果が、青林書院から出版された「最新判例からみる民事訴訟の実務」という書籍である。

同書には、冒頭、畑瑞穂教授（平成22年10月28日、本委員会主催の勉強会の講師として有意義な議論を賜ることもできた。）に、判例と実務雑感と題する貴重な文章をいただいた。伊藤眞教授には、「自由と正義」のBOOK REVIEW（書評）で、体系書、判例解説、実務指導書の三側面を併有するとの言葉をいただいた。これは、まさに、民事訴訟法という法領域が、そのような各側面をもちつつ、会員の日々の業務に密着した法分野であることを物語っている。

更に、本年は、「当事者の視点からみる争点整理（仮称）」というテーマで書籍の出版を予定している。「争点整理」という言葉は、過去、何度も繰り返し民事訴訟の論点に挙げられながら、その議論するところのものは、更に、深まっているのか、発展的に進行しているのか、あるいは、同じところをただ何度も行ったり来たりしているだけなのか、必ずしも、はっきりしないところがある。

そもそも、裁判所からみた争点整理の活動と、当事者ないし訴訟代理人からみたそれとは、本当に、同じものが見えているのか、違う対象を見ながら、それを、お互い、争点整理と呼んでいるだけなのではないか、そのような疑問もないとはいえないように思われる。

争点整理というテーマについては、しばしば、「いったん、主張をした以上、裁判所から特に指摘を受けていないにもかかわらず、自主的に主張を撤回するのはどうかと思うし、逆に、本当に認められる可能性がないような主張だったら、むしろ、裁判所から積極的に撤回を迫られるはずだから、そのときに対応すればよいのでは。」という趣旨のコメントも聞かれる。

このようなニュアンスが示されるのは、なぜなのか。

主張と証拠の提出に当事者の主導権を認めた弁論主義を前提として、依頼者に着手金や報酬をいただいて成り立つという弁護士のビジネスモデルと関係はあるのか。タイムチャージであれば、他の選択肢を採り得る背景となるのか。着手金なしの純粋な成功報酬契約であつたらどうであろうか。

当事者本人が、争点であると主張する論点が、要件事実という観点からは法的争点とはなりにくい場合、その当事者の訴訟代理人たる立場の弁護士は、いかなる訴訟行為を選択すべきか。いわゆる「ガス抜き」とは、あくまで比喩的表現であって、そのような機能自体、当該訴訟行為を選択する法的な根拠とはならないのではないか。

民事訴訟問題等特別委員会では、民事訴訟にまつわる実務的な話題から、アカデミックな論点まで、日々、委員の皆様の貴重な体験と意見を賜り、あるいは、委員の経験した事例を報告していただき、また、出版に向けての原稿を発表していただいたりしながら、東京地裁との民事訴訟の運営に関する懇談会で語られた情報（例えば、遺留分減殺自動計算ソフトウェアの配布など）を会員にフィードバックし、裁判官選考検討委員会委員や東京地裁民事20部との協議会委員等に委員を推薦し、あわせて、各諮問に対する回答書の作成等の活動をしている。

是非、若い会員は、先輩の言葉を聞く貴重な機会として、実務に忙しい会員は、久しぶりに民訴法の理論的な側面に触れる機会として、ベテランの域に達している会員は、いわば実務的教育者の視点で他の会員と接する機会として、また、すべての民事訴訟にかかわる会員の知的交流の場として、民事訴訟問題等特別委員会に参加していただけることを、切に願っている。

***民事訴訟問題等特別委員会に関する問い合わせ先**
全体委員会 毎月第3水曜日 午後3時～5時
担当事務局 司法調査課 TEL.03-3581-2207